

亀山市公告第34号

亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第27条の規定により、同条例の実施状況について、次のとおり公表する。

令和4年5月26日

亀山市長 櫻井 義之

1 公文書の開示・訂正等の請求件数

(1) 公文書の開示の請求件数 10件

実施機関別内訳

実施機関		件数	実施機関		件数
市長		4	行政委員会等	教育委員会	0
部署別内訳	総合政策部	0		監査委員	0
	生活文化部	0		選挙管理委員会	0
	健康福祉部	3		農業委員会	0
	産業建設部	0		公平委員会	0
	上下水道部	0		固定資産評価審査委員会	0
	防災安全課	0		病院事業管理者	6
	消防本部	0		議会	0
	消防署	1			

(2) 公文書の訂正等の請求件数 0件

2 公文書の開示・訂正等に関する決定状況

(1) 公文書の開示に関する決定状況

区分	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不受理	取下げ	未決定
件数	7	3	0	0	0	0	0

注 公文書の開示の請求に対する決定の合計件数は、当該決定が複数の区分になるものがあつたため、公文書の開示の請求件数と、一致しない。

(2) 公文書の訂正等に関する決定状況 0件

3 審査請求の件数 0件